

北イン協ニュース

北海道インテリア事業協同組合

国土交通省が、健康保険等の加入状況確認、指導を開始しています。
健康保険や厚生年金に加入すべきものが生じた時は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

雇用保険の適用対象になる労働者を初めて雇用するときは、保険関係に関する手続きを済ませた後、「事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

Q 社会保険の強制加入が進むと、一人親方が・・・・

A 一人親方について、企業に直ちに直接雇用することが求められているのではありませんが、他の技能労働者と同様に、必要な保険（国民健康保険、国民年金）への加入するように促していく必要があります。

1. 労災保険特別加入

建設現場では、元請業者が一括して下請業者の雇用者の労災保険に加入するのが原則ですが、雇用者ではない一人親方は、この労災保険の適用を受けることができません。しかし、自ら労災保険に特別加入することができます。

- 労災保険に特別加入すれば、業務中や通勤途中の災害によるケガや病気の治療費、休業や障害に対する補償、死亡時の遺族補償等が給付されます。
- 一人親方がこれに加入するためには、都道府県労働局長が認可した労働保険事務を代行する団体に入会する（あるいは自ら団体をつくる）ことが必要になります。
- ・詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- ・(財)労災保険情報センター <http://www.rousai-ric.or.jp/>



2. 国民健康保険

一人親方となると国民健康保険の加入手続を自ら行わなければなりません。

- 国民健康保険には、建設業などの業種別の団体等が組織する国保組合（国民健康保険組合）が運営するものと、市区町村が運営するものがあります。
- 建設業に関わる国保組合では、ケガや病気で休業中の手当金の給付等、独自の福利厚生サービスを行っているところもあります。国保組合に加入するには、その国保組合の母体となる業種団体の会員になることが必要です。
- ・詳しくは、建設業に関わるそれぞれの国保組合にお問い合わせ下さい。
- ・建設関連国保組合一覧 <http://www.yoi-kensetsu.com/jinzai/pdf/kokuhoichiran.pdf>
- 国保組合に加入できない方は、市区町村が運営する国民健康保険に加入して下さい。加入手続は市区町村の国民健康保険担当窓口で行っています。
- ・(社)国民健康保険中央会 <http://www.kokuho.or.jp/>

3. 国民年金・国民年金基金

一人親方となると自ら国民年金に加入しなければなりません。

- また、国民年金に国民年金基金を上乗せし、より多くの老後の蓄えをすることが望まれます。
- 一人親方となり厚生年金から脱退した場合、国民年金に加入しなければなりません。加入手続は市区町村の国民年金担当窓口で行っています。
 - ・(社)日本国民年金協会 <http://www.nenkin.or.jp/>
 - 国民年金基金は国民年金に上乗せされる年金です。各都道府県に地域型国民年金基金がある他、業種別の職能型国民年金基金があり、建設業関連では5つの基金が設立されています。
 - 国民年金基金には終身年金（2種類）と確定年金（3種類）があり、それらを組み合わせ、自らが希望する年金プランを作ることができます。
 - ・詳しくは、それぞれの国民年金基金にお問い合わせ下さい。
 - ・国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/>